

別紙3

須崎斎場の指定管理に係るリスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		高幡広域市町村圏事務組合	指定管理者
物価変動	人件費・物品費等の物価変動に伴う経費の増	—	○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増	—	○
周辺地域・住民への対応	地域との協調	—	○
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望・苦情等	—	○
	上記以外の事項	○	—
法令等の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更	○	—
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更	—	○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	—
事業の中止・延期	高幡広域市町村圏事務組合の指示によるもの	○	—
	指定管理者の事業放棄、破綻	—	○
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、施設管理運營業務の継続に支障が生じた場合、又は指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担	協議により定める	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他高幡広域市町村圏事務組合又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	協議により定める	
書類の誤り	仕様書等高幡広域市町村圏事務組合が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	—
	指定管理者が作成した書類の内容の誤りによるもの	—	○
施設、付属設備、備品等の損傷、修繕	指定管理者の故意又は重大な過失によるもの	—	○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	—
	経年劣化によるもの、第三者の行為で相手方が特定できないもの(30万円未満)	—	○
	経年劣化によるもの、第三者の行為で相手方が特定できないもの(30万円以上)	○	—
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合	—	○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	○	—
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等	—	○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間中途に業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	—	○

※本表に定める事項で疑義がある場合、又は本表に定めのないものについては、高幡広域市町村圏事務組合と指定管理者が協議のうえ決定する。